

特定事業所加算と特別地域加算を併給した場合の単位数の算定方法について

下記の例は、特定事業所加算 I と特別地域加算を算定する場合である (注)

(様式第二)

介護給付費・訓練等給付費等明細書
(居宅介護、行動援護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援、児童デイサービス、短期入所、療養介護、生活介護、施設入所支援、旧法施設支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)

市町村番号	X X X X X X	平成 2 1 年 0 4 月 分
助成自治体番号	Y Y Y Y Y Y	

指定事業所番号	X X 1 X X X X X X X
事業者及びその事業所の名称	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
地域区分	特甲地
就労継続支援A型事業者負担減免措置実施	1

利用者負担上限月額 ① 1 5 0 0 0 就労継続支援A型減免対象者 2

利用者負担上限額	指定事業所番号	9 9 1 0 0 0 0 0 0 1	管理結果	3	管理結果額	X X X X X
管理事業所	事業所名称					

サービス種別	1 1	平成 2 1 年 0 4 月 0 1 日	平成	年	月	日	利用日数	6	入脱日数

サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	摘要
身体日中1.5	1 1 1 1 1 9	5 8 4	4	2 3 3 6	
身体早期1.0	1 1 1 1 9 9	5 0 3	4	2 0 1 2	
身体夜間0.5深夜1.0	1 1 1 4 9 1	8 1 3	4	3 2 5 2	
家事早期0.5	1 1 6 1 9 5	1 3 1	4	5 2 4	
居介特定事業所加算 I	1 1 6 0 1 0	1 6 2 5	1	1 6 2 5	
居介特別地域加算	1 1 6 0 1 5	1 2 1 9	1	1 2 1 9	
居介利用者負担上限額管理加算	1 1 5 0 1 0	1 5 0	1	1 5 0	月1回の算定となります。
居介初回加算	1 1 6 0 2 0	2 0 0	1	2 0 0	

算定方法

1. 特定事業所加算 I の単位数の算定

$$8,124 \text{ 単位} \times 20 / 100 = 1,624.8 \text{ 単位} \Rightarrow 1,625 \text{ 単位}$$

※ 特定事業所加算の算定範囲に、特別地域加算の単位数は含まれません。

調整後利用者負担額	
上限額管理後利用者負担額	
決定利用者負担額	
請求額	給付費
	特別対策費
自治体助成分請求額	

特定障害者特別給付費 算定日額 日数 市町村請求額 実費算定額

枚中 枚目

(様式第二)

介護給付費・訓練等給付費等明細書
(居宅介護、行動援護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援、児童デイサービス、短期入所、療養介護、生活介護、施設入所支援、旧法施設支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)

市町村番号	X X X X X X	平成 2 1 年 0 4 月 分
助成自治体番号	Y Y Y Y Y Y	

指定事業所番号	X X 1 X X X X X X X
事業者及びその事業所の名称	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
地域区分	特甲地
就労継続支援A型事業者負担減免措置実施	1

利用者負担上限月額 ① 1 5 0 0 0 就労継続支援A型減免対象者 2

利用者負担上限額	指定事業所番号	9 9 1 0 0 0 0 0 0 1	管理結果	3	管理結果額	X X X X X
管理事業所	事業所名称					

サービス種別	1 1	平成 2 1 年 0 4 月 0 1 日	平成	年	月	日	利用日数	6	入脱日数

サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	摘要
身体日中1.5	1 1 1 1 1 9	5 8 4	4	2 3 3 6	
身体早期1.0	1 1 1 1 9 9	5 0 3	4	2 0 1 2	
身体夜間0.5深夜1.0	1 1 1 4 9 1	8 1 3	4	3 2 5 2	
家事早期0.5	1 1 6 1 9 5	1 3 1	4	5 2 4	
居介特定事業所加算 I	1 1 6 0 1 0	1 6 2 5	1	1 6 2 5	
居介特別地域加算	1 1 6 0 1 5	1 2 1 9	1	1 2 1 9	
居介利用者負担上限額管理加算	1 1 5 0 1 0	1 5 0	1	1 5 0	月1回の算定となります。
居介初回加算	1 1 6 0 2 0	2 0 0	1	2 0 0	

算定方法

2. 特別地域加算の単位数の算定

$$8,124 \text{ 単位} \times 15 / 100 = 1,218.6 \text{ 単位} \Rightarrow 1,219 \text{ 単位}$$

※ 特別地域加算の算定範囲に、特定事業所加算の単位数は含まれません。

調整後利用者負担額	
上限額管理後利用者負担額	
決定利用者負担額	
請求額	給付費
	特別対策費
自治体助成分請求額	

特定障害者特別給付費 算定日額 日数 市町村請求額 実費算定額

枚中 枚目

(注)

- ・特定地域加算算定時の単位数の算出方法

本体報酬のサービス単位数の合計×15／100（小数点以下四捨五入）

- ・特定事業所加算算定時の単位数の算出方法

- ①特定事業所加算Ⅰの場合

本体報酬のサービス単位数の合計×20／100（小数点以下四捨五入）

- ②特定事業所加算Ⅱの場合

本体報酬のサービス単位数の合計×10／100（小数点以下四捨五入）

- ③特定事業所加算Ⅲの場合

本体報酬のサービス単位数の合計×10／100（小数点以下四捨五入）